

**小規模企業者(会社・個人事業者等)の皆さまに御利用いただける、原則無担保で  
第三者保証人不要の資金です。**

# 小規模事業資金

## 対象となる方

次のすべてに該当する小規模企業者(会社・個人事業者等)〈※1〉を対象としています。

- 1 信用保証対象業種〈※2〉を営んでいる。
- 2 申込の日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一業種を営んでいる。  
(県外から移転し、申込日において県内のみ事業所を有しているものについては、  
県外での実績を含めて同一事業を引き続き1年以上行っていれば良い。)
- 3 必要な許認可等を取得している。
- 4 事業税を滞納していないこと。
- 5 信用保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、金融  
機関に対する償還に延滞がなく、かつ、信用保証協会の代位弁済による求償債  
務を負担していない。
- 6 既存の信用保証協会の保証付き融資の残高(根保証、当座貸越等の極度額  
がある保証については極度額)と申込金額の合計額が1,250万円以内であるも  
の。
- 7 手形交換所取引停止処分中でない。

※1 小規模企業者(会社・個人事業者等)  
従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の事業者をいいます。  
(従業員数に含まれる範囲については、受付場所で御確認ください。)

※2 信用保証対象業種  
一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。  
ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人、非営利団体等は対象となりませ  
ん。

融資については金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、  
申込要件を満たしても御希望に添えない場合もあります。

## 融 資 条 件

	設備資金	運転資金
限 度 額 (5万円単位)	1,250万円	1,250万円 (年間売上高の3/12以内)
	設備・運転併用の場合は、併せて1,250万円	
利 率	年1.9%以内	
期間・償還方法	10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還等)	7年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還等)
担 保	原則不要	
保 証 人	不要(法人の場合は代表者を連帯保証人とする)	
信用保証	付する(保証料 年0.50%~1.76%以内、 個人で特別小口保険利用の場合は年0.80%以内)	

設備資金 工場、店舗の建築又は機械設備の購入等に必要な資金

運転資金 商品仕入や外注費支払い等に必要な資金(年間売上高の3/12以内)

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- 借入金の返済、税金の支払いにあてる資金
- 土地、住宅、乗用車の取得のための資金
- 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金 等

## 受 付 場 所

商工会議所、商工会で随時受け付けます。

(申込に必要な書類は、受付場所で御確認ください。)

## 取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内にある本支店で取り扱っています。

## 問 い 合 わ せ 先

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803  
商 工 会 議 所 ・ 商 工 会



彩の国  
埼玉県

